



「行政相談月間」と「一日合同行政相談所」の開設

「行政相談月間」の実施

総務省では、行政相談制度の利用促進を目的として、令和6年9月及び10月の2か月間を「行政相談月間」とし、全国的に各種行事を実施することとしています。

山梨県内においては、下記の「一日合同行政相談所」のほか、69名の行政相談委員による特設相談や広報活動等が実施されます。

「一日合同行政相談所」の開設

登記、労働、年金、道路など、暮らしの身近な問題について、国や県、市の担当者のほか、弁護士、司法書士、税理士などがご相談に応じます。

相談は無料で、**事前の予約は必要ありません。**

※日 時： 9月11日（水）10：30～15：00（受付時間）

※場 所： 山梨市民会館 3階 303会議室
(住所：山梨市万力1830)

※参加予定機関： 甲府年金事務所、山梨県県民生活センター、山梨市、山梨県弁護士会、山梨県司法書士会、山梨県行政書士会、東京地方税理士会山梨県会、山梨県土地家屋調査士会、山梨県社会保険労務士会、山梨行政相談委員協議会（山梨市、甲州市及び笛吹市）、山梨行政監視行政相談センター

※主 催： 山梨行政監視行政相談センター、山梨官公庁苦情相談連絡協議会

照会先：山梨行政監視行政相談センター（まくみみ山梨）
主任行政相談官室

TEL：055-252-1496

E-mail：yaman10@soumu.go.jp

★行政相談制度について

総務省では、国の行政などへの苦情や意見、要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす「行政相談」を行っています。

「行政相談」は、常時、総務省山梨行政相談センター（きくみみ山梨）で電話（TEL：0570-090110 又は 055-252-1100）、FAX、手紙、インターネット等で受け付けています。また、県内各市町村に配置されている行政相談委員も相談所を開設しています。

★行政相談委員とは

行政相談委員は、行政相談委員法（昭和41年法律第99号）に基づき、総務大臣が民間有識者の中から委嘱しています。委員は、地域住民から寄せられる国などの行政に対する苦情や意見要望を受け付け、無報酬でその解決や実現に努めており、山梨県内には、27市町村に69名が委嘱されています。

<参考> 昨年度の行政相談週間行事の様子



広報活動(中央市)



特設行政相談所（上野原市）



一日合同行政相談所(甲府市)



パネル展(甲府市)

～報道機関の皆様へのお願い～

取材の際は、前日までに当センターまでご連絡ください。

きくみみ山梨



総務省行政相談センター